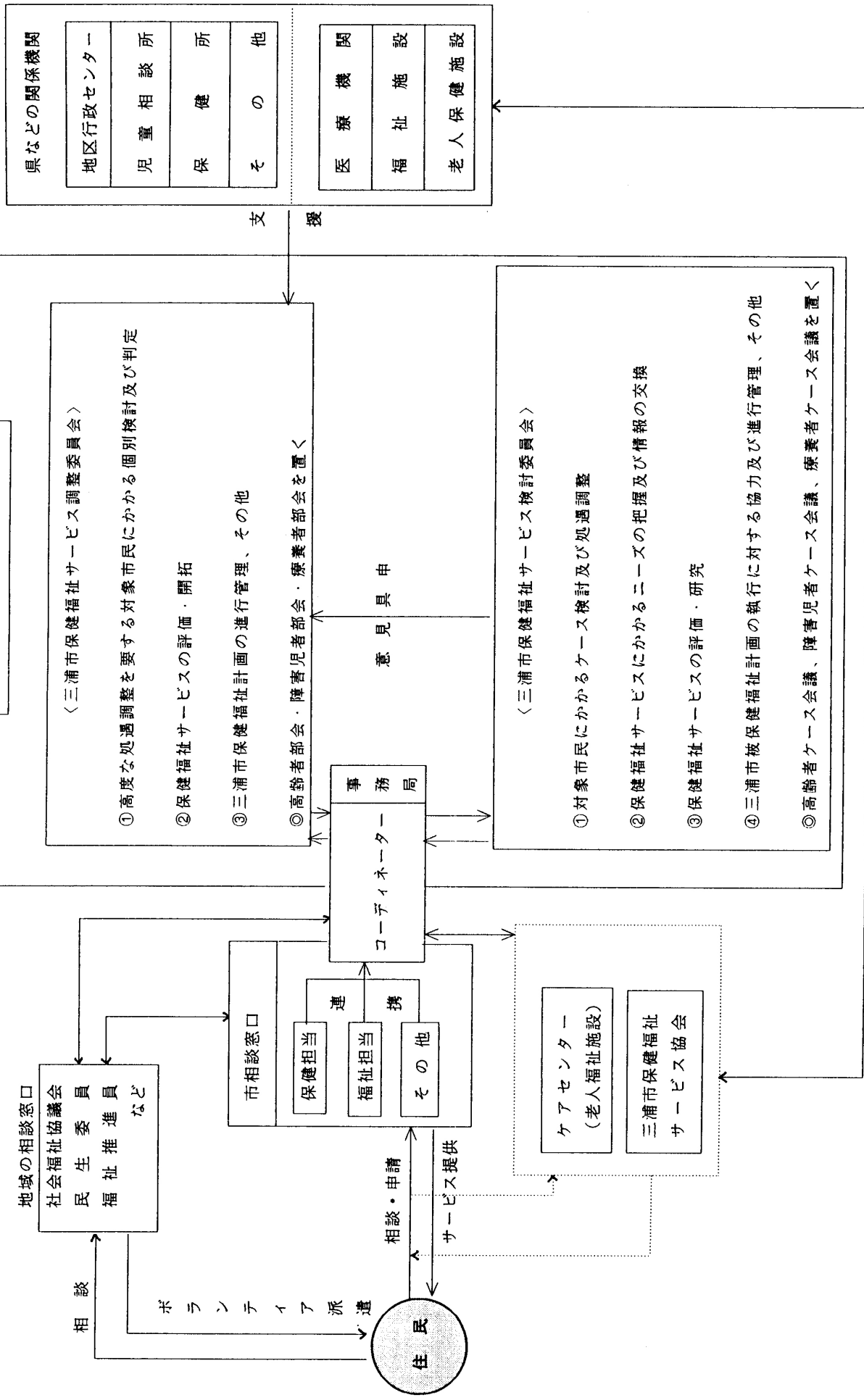


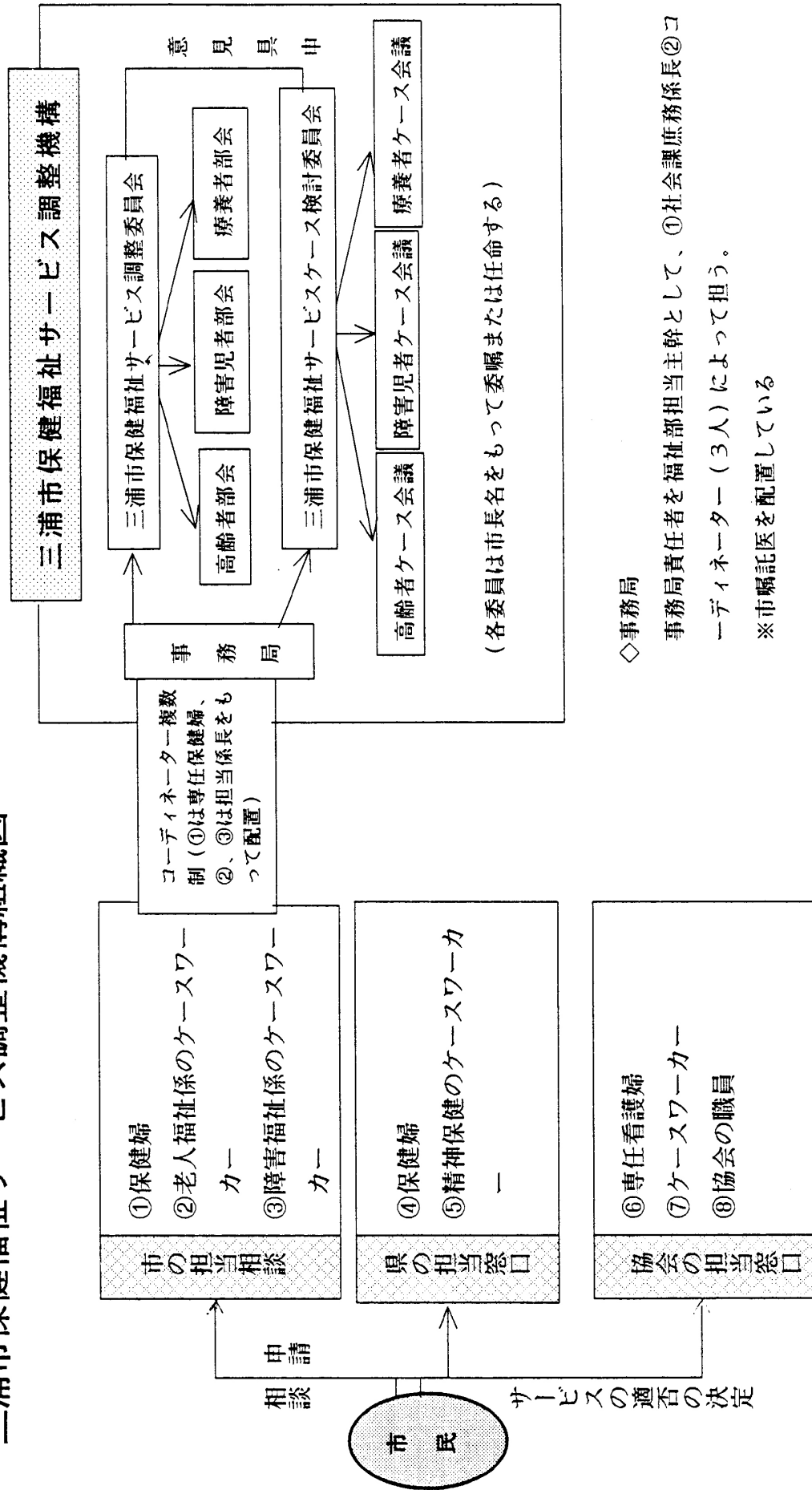
# 三浦市保健福祉サービス調整機構概念図



(図-1)

連 携

三浦市保健福祉サービス調整機構組織図



◇事務局

事務局責任者を福祉部担当主幹として、①社会課庶務係長②コ

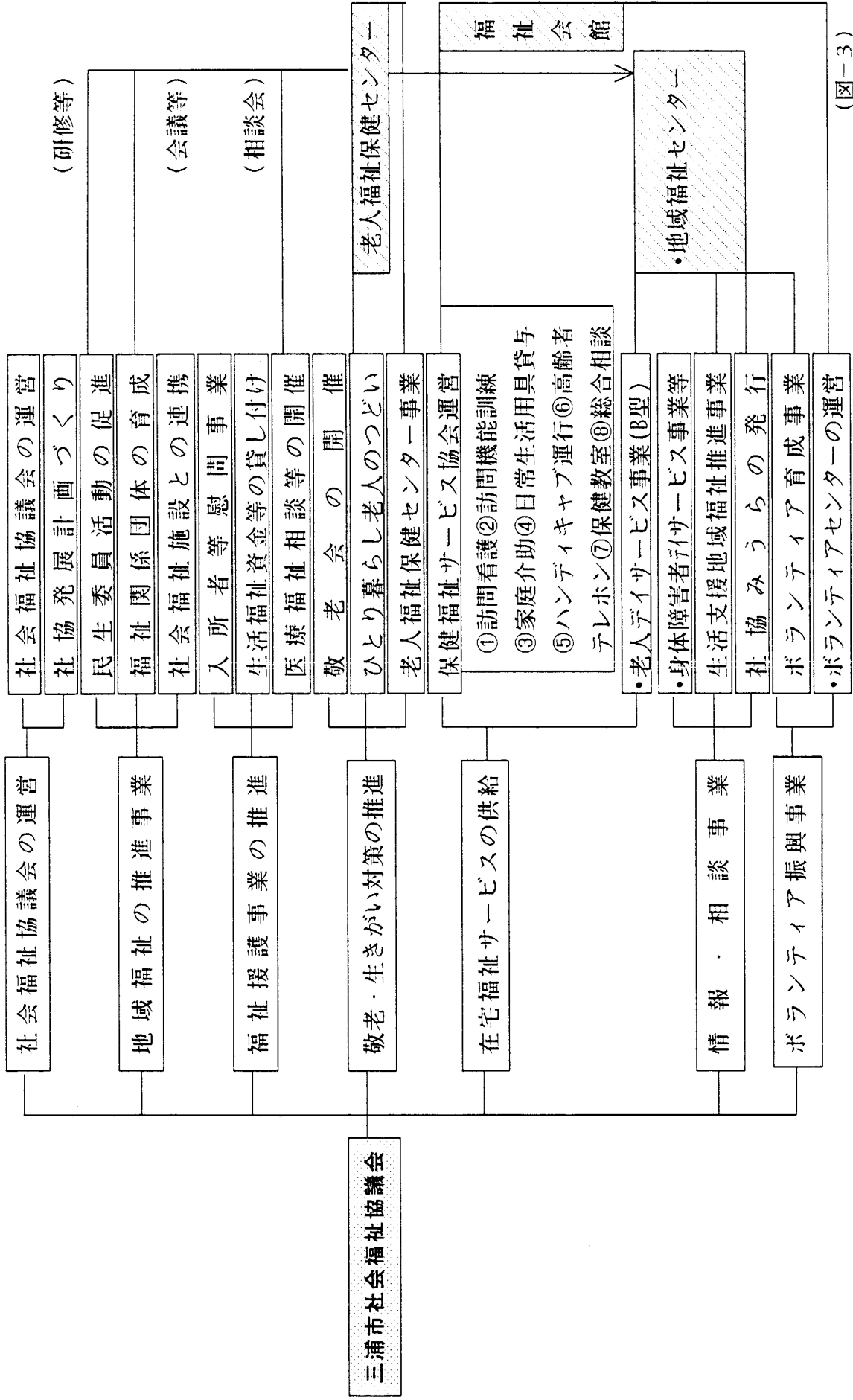
ーディネーター（3人）によって担う。

※市嘱託医を配置している

（各委員は市長名をもって委嘱または任命する）

（図-2）

# 三浦市社会福祉協議会のしごと



(図-3)

●印は今後予定している事業

# 三浦市保健福祉サー

事業名	訪問看護	訪問機能訓練	家庭介助		日常生活	
			公制度	自由契約		
事業開始年月日	平成元年4月19日	平成元年5月10日	平成元年4月3日	平成元年12月11日	平成元年4月	
実施形態	行政委託	行政委託	行政委託	社協独自	行政	
対象者等	対象となる要件	市内に居住し、看護を必要とする在宅療養者	日常生活に支障のある ①65歳以上 ②重度身体障害者などのいる世帯	①60歳以上 ②重度身心障害児者 ③臥床者のいる世帯	傷病などの寝たきり生活なくされる市	
	対象者の把握方法	同左	同左	同左	同左	
サービス内容等	職員体制	神奈川県訪問看護認定講習会を受講した非常勤看護婦4名をもって対応	同左に加え、横須賀市の衣笠病院よりPT、STを月に3回程度派遣していただいている	非常勤ヘルパー9名をもって対応	主に協会ケータが担当(常勤)	
	内容・方法	看護婦が利用者宅に訪問し必要な看護を提供するとともに、介護者の方に対して介護や生活の工夫について指導する	PT、OT及び看護婦が利用者宅に訪問し必要なりハビリを提供するとともに、介護者の方に対して訓練方法などの指導をする	利用者宅に訪問して①身体の介護(入浴、通院介助等)②家事介助(調理、掃除、買い物等)③相談、助言などのサービスを提供する	・ギャジベット・車椅子 ・ポータブル位交換器・浴貸し出すもの	
	サービス提供回数	おおむね週1回程度	おおむね月2回程度	概ね週2回1回2時間程度	状況に応じて	原則として毎月
	利用者負担	40才未満の方に対しては、0-1300円の応能負担あり	同左	0-650円の応能負担あり	0-800円の応能負担あり	
サービス提供の仕組み	<p>対象者 申請 市 調査 協会 サービス提供 調査結果をもとにサービスの適否決定 療養者ケース会議</p>	同左	<p>対象者 申請 市 調査 協会 サービス提供</p>	<p>対象者 申請 協会 調査 サービス提供</p>		
協力体制	市内介助ボランティアグループ「こだま会」「寝たきり患者の家族とボランティアの会」の協力をいただいている	同左				

# ービス協会事業概要

生活用具貸与	ハンディキャブ運行	高齢者テレホンサービス	保健教室開催	総合相談
平成元年4月3日	平成元年4月3日	平成元年4月3日	平成元年4月1日	平成元年4月3日
行政委託	行政補助	行政委託	行政委託	社協独自
の理由により、生活などを余儀される市民	寝たきり老人を含む重度障害者	市内に居住し、虚弱性を有する一人暮らし者及び老夫婦世帯	市内に居住する40歳以上の方	ハンディキャップを持つ市民
左	同 左	主に民生委員の協力のもとに実施	—————	—————
ケースワーカー(常勤)	非常勤運転員2名をもって対応	シルバー人材センターの会員2名をもって対応	非常勤看護婦5名と栄養士1名をもって対応	協会の専任看護婦とケースワーカーをもって対応(ともに常勤)
ベット・エアマシナリ椅子・簡易浴槽・ポルトイレ・体圧調整洗髪器などを備えるもの	利用登録者を対象に車椅子や寝台車(ストレッチャ)のまま乗車できるハンディキャブ(車)によって通院などの移送サービスを提供するもの	週に1度安否の確認や生活上の相談を電話によって行うもの	血圧測定、健康相談、栄養相談、衛生教育、また、各地域老人クラブの送迎	保健、医療、福祉に関する相談に応じるもの
貸与機関は3	週に1回程度	週1回	火曜日～日曜日	随時
0円	0円	0円	0円	0円
			—————	<p>(保健巡回相談)</p>
—————	市内介助ボランティアグループ「こだま会」の協力をいただいている	利用者近隣者に緊急時対応を依頼している	—————	—————